

2023年10月11日
株式会社ジャネット

国土交通省東京航空局からの事業改善命令について

2023年10月11日、当社の不適切な行為により、国土交通省東京航空局から事業改善命令を受けました。

この度の事業改善命令を厳粛に受け止め、今後、このような事態が発生することのないよう、再発防止策を確実に実施し、安全管理体制の再構築と全社員への安全意識の徹底とコンプライアンス教育の実施を図り、皆様への信頼回復と安全運航に取り組んでまいります。

お客様及びご関係の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令に対して講じた措置について

この度は、当社の不適切な行為におきまして、国土交通省東京航空局（以下、「航空局」といいます）をはじめ、運送事業・航空機使用事業関係の方々、ご契約を頂いております関係の方々、当社を応援、支援してくださっているの方々へ多大なご迷惑とご心配をおかけしてしまいました。今回の事業改善命令を厳粛に受け止め、二度と同じ過ちを繰り返さぬよう再発防止策を中心とした航空安全の最優先を徹底してまいります。

1 経緯

2023年6月28日、29日に当社に対して航空局による定期の安全監査立入検査(以下、「立入検査」といいます)が実施され、当社運航部において操縦士の定期訓練及び定期技能審査に関連する記録類に矛盾点を指摘されました。社内調査の結果、航空局に対し虚偽の報告を行ったことを確認、2023年7月3日に航空局へその事実を報告いたしました。

(1) 自社の調査で判明した事実

- ①立入検査で追及された定期訓練記録とその他記録との矛盾点について、複数の記録書類において書き換えをされていることが確認された。
- ②書類の書き換えは当時安全統括管理者であった運航部副部長が運航部課長に指示し、運航課長及び運航課長から指示を受けた運航部内の複数人により行われていた。

(2) 航空局への報告

当社運航部への立入検査実施日（2023年6月29日(木)）の翌週、2023年7月3日(月)に運航部部長及び運航部副部長は、立入検査において虚偽の報告を行ったことに関し、航空局へ赴き報告を行った。

2 発生の要因

(1) 安全統括管理者をはじめとする社員の安全管理規程の認識不足

- ・前年度の立入検査において当社運航部に対し指摘事項を受けていたこともあり、安全統括管理者という立場から、ここに今回の不適切事項が加わると会社として危機に陥るとの恐れから、誤った方向性での会社を守りたいという個人的正義を法令、規程遵守よりも優先させてしまった。
- ・安全統括管理者及び運航部課長から書類の書き換えを指示された職員は、よくないことだと認識しつつも、年配者である安全統括管理者の指示に対して意見を言うものではないと判断したこと等により、安全統括管理者自身及び社長を含めた他の職員へ疑問を呈したり、報告をすることもなく、指示された職員全員が不適切な指示にしたがってしまった。

(2) 不安全情報の報告体制が未確立

本事案の発端となった不適切な審査の実施については、航空法第111条の4の報告対象であったため、本来不安全情報として取り扱うべきであった。社内の不安全情報に気付いた際の報告体制の確立ができておらず、社内の不安全情報の取り扱いや周知の習慣が徹底されていないことも要因の大きなひとつである。

3 再発防止策

今回起こしてしまった不適切事案の要因に対し、再発防止策を以下の通り実施いたしました。
また、現在完了していない対策におきましては、継続対応してまいります。

- (1) 安全推進部門である航空安全室の組織体制の見直しを行った。
 - ①安全推進を機能的に実施するために、安全推進部門である航空安全室に室員を増員した。(2023年7月21日実施済み)
 - ②当該安全統括管理者の解任及び代表取締役社長を安全統括管理者として選任した。(2023年8月4日実施済み)

- (2) 安全・法令遵守を最優先とするために、安全教育と安全管理体制の見直しを行った。
 - ①コンプライアンス（法令遵守）の重要性を言葉の意味からしっかり理解していなかったため、自身の行動がコンプライアンス違反にあたらないかを社員それぞれが自問し判断できるよう、全社員にコンプライアンス社内教育を実施した。(2023年7月23日～8月7日実施済み)
 - ②立場や年齢、経験の壁を越えた確認や提言等の建設的な意見交換ができていなかったため、全社員にアサーション社内教育を実施した。(2023年7月23日～8月7日実施済み)
 - ③部長以上の管理職及び航空安全室担当者に対して、コンプライアンス違反に関してより深く理解をし、社員への指導、アドバイスを適切に行うために、外部講師によるコンプライアンス・アサーション教育を実施した。(2023年8月10日実施済み)
 - ④経営層と現場のコミュニケーションの強化を図るため、社長と社員とのヒアリングの機会を設定した。(2023年12月実施予定)

- (3) 安全推進を機能的に実施するために、以下の安全管理規程の見直しと改訂を行った。(2023年11月8日実施済み)
 - ①安全統括管理者の選任要件（欠格要件等）の見直し
 - ②安全統括管理者及び航空安全室長の責務の見直し
 - ③懲罰措置項目の設定

- (4) 不安全情報の社内報告体制の確立が一部できていない部分の見直しを行う。

不安全情報の迅速な収集及び確実な処理を行うため、安全推進部門が中心となって、取るべき具体的な手順の構築を行う。

 - ・手順を構築し、安全管理規程に付随する航空安全室業務要領に明記する改訂を行う。(2023年12月までに実施)
 - ・具体的な手順を構築できるまでの当面の措置として、航空安全室が主体となって、毎日の業務終了後、当日の勤務者に対面又は電話等により、安全にかかわる事象がなかったか確認する。(2023年11月6日から実施)

- (5) 安全・法令遵守を最優先とするために、安全意識の徹底に関する教育を行う。(2023年12月までに実施)

- (6) 内部監査要領の改訂
今回の事案を内部監査で確認できていなかったことから、各部署の詳細まで確認できるようにするため内部監査要領を改定する。(2023年12月までに実施)

(7) 訓練審査体制の見直し

発端となった訓練審査の実施体制について、訓練担当者と技能審査担当者は別の者が実施するよう訓練審査計画の管理方法を見直し、訓練審査実施要領の改訂を行った。(2023年8月30日実施済み)

4 関係管理職の処分

事業改善命令を受領する事態に陥ったことを厳粛に受け止め、責任の所在を明確にするために役員報酬の一部を自主返納することとし、他の管理職については就業規則の制裁規定により制裁することといたします。

当社は、失った信頼を取り戻すべく、新しく選任された安全統括管理者を中心として、安全の最優先、法令遵守の徹底を続ける風土作りを行いつつ、安全管理システムの再構築を実現して参ります。

以 上